

「デトックス・トリップ宮崎」プロモーション等実施業務委託仕様書

1 目的

本県が展開している「デトックス・トリップ宮崎」のイメージを汲んだ効果的なプロモーション（情報発信）を実施するとともに、旅行会社や宿泊事業者等の旅行商品や宿泊プラン等の造成を促進することで、本県への誘客を図ることを目的とする。

2 「デトックス・トリップ宮崎」について

(1) 概要

本県の持つ自然や森林、神話にゆかりのあるスポット、食などの観光資源から得ることのできる「癒やし」を体感できるコンテンツとして令和元年度から発信、展開しているもの。

(参考URL：https://www.kanko-miyazaki.jp/feature/detoxtrip_miyazaki)

(2) ターゲット

都市部（首都圏、関西圏、福岡）に在住する20～40代の女性

3 委託事業名

「デトックス・トリップ宮崎」プロモーション等実施業務

4 委託期間

契約の締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託業務の範囲

(1) プロモーション

ターゲットに訴求力のあるプロモーションとして、次の①～③について、具体的な手法を提案し実施すること。また、提案にあたっては、実施事業ごとの成果指標とその検証方法、実現可能性についても具体的に示すこと。

- ① SNS等を活用した情報発信
- ② OTA（オンライン・トラベル・エージェント）を活用した情報発信（特集ページの掲載等）
- ③ その他、効果的なプロモーションの実施

なお、①～③の実施に当たっては、次のことに留意すること。

- ・ 本県でしか見ることのできない景色や神話に基づくパワースポット、豊かな食などをフックとしたプロモーションを展開すること。
- ・ 認知拡大および実際の誘客に繋がるよう工夫して実施し、新たな宮崎県ファンの獲得を目指すこと。
- ・ 観光客の県内周遊を促進し、滞在日数の増加を目指すこと。
- ・ 利用するSNS、OTA、広報媒体等は、日本国内で広く利用されているものとする。また、複数の広告媒体を活用するなど、露出頻度を高めること。なお、活用媒体は費用対効果や話題性の高いものになるよう考慮すること。
- ・ 「デトックス・トリップ宮崎」のイメージを損なわないプロモーションを行うこと。
- ・ プロモーション活動は可能な限り迅速に実施し、年間をとおして切れ目ない効果的なものとする。
- ・ 県内全域（県央・県南・県西・県北）に波及効果があるよう地域バランスに配慮すること。

(2) 観光コンテンツの造成

旅行会社、宿泊事業者等に対し「デトックス・トリップ宮崎」のコンセプト等について十分に周知し、旅行会社や宿泊事業者等に対して「デトックス・トリップ宮崎」のコンセプトに沿った旅行商品や宿泊プラン等の造成を働きかけ、造成したコンテンツをOTAサイト等で販売・紹介できるようにすること。なお、本業務の実施にあたっては、以下の①～④に留意すること。

① コンテンツ造成の条件

宮崎県の食材を使用した飲食物の提供や「癒やし」をテーマとした体験を付加する等、「デトックス・トリップ宮崎」のコンセプトに沿った内容を盛りこむことを必須とする。

② 受託者の役割

- ・ 旅行会社、宿泊事業者等に対し、「デトックス・トリップ宮崎」のコンセプトについて十分に周知し、「デトックス・トリップ宮崎」のコンセプトに沿った旅行商品や宿泊プラン等の観光コンテンツの造成を働きかけること。
- ・ 受託者は、「デトックス・トリップ宮崎」プランの造成に際し、旅行会社や宿泊事業者等に対して必要なアドバイスや支援を行うこと。なお、支援にあたっては、支援先となる旅行会社や宿泊事業者等に対して、費用負担を求めないこと。

③ 造成数

県内の地域バランスを考慮しながら、計30コンテンツ以上を造成することを目標とする。

④ その他

本事業で造成したコンテンツの名称には「デトックス・トリップ宮崎」の統一したテキストを盛り込み、一体感を持たせる工夫を施すこと。

※ 「デトックス・トリップ宮崎」をPRするツールとして、ポスターやパンフレットといった広報ツールについては県から提供が可能であり、必要に応じて使用して良い。ただし、発送に関わる費用等については、本事業の委託料に含めること。

(3) アンケート調査

「デトックス・トリップ宮崎」プランを造成した旅行会社・宿泊事業者等に対するアンケート調査を実施すること。想定している調査項目は以下①～③であるが、実施にあたっては県と受託者において協議の上、決定する。

- ① 本業務への満足度
- ② 利用者の反応（旅行会社や宿泊事業者が把握可能な範囲で良い）
- ③ 次年度における本事業への参画希望や意見等

6 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託料に含む経費について

次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。

- ① 備品購入費
- ② 会議等での食糧費
- ③ 団体等へ加入するための負担金
- ④ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

- (2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

・業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

7 著作権の取扱い

(1) 著作権者

- ① 本仕様書により作成された成果物の著作権は、宮崎県に帰属する。ただし、観光コンテンツについては、コンテンツを造成した事業者（旅行会社、宿泊事業者等）に帰属するものとする。
- ② 受託者は、納品する成果品について、著作権者人格権を行使しないこととする。
- ③ 本成果物の制作にあたって、本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

8 実績報告書・成果品の提出について

実績報告書および成果品について、完成次第、速やかに宮崎県観光推進課へ納品すること。なお、納品に係る郵送料等は、委託料の範囲内で受託者負担とする。

(1) 実績報告書

本業務の終了後、5の(1)～(3)における実施内容および結果をまとめた実績報告書を作成し、提出すること。また、以下の①～③のデータ提供は必須とし、その他振り返りに有効なデータがあれば提供すること。

- ① 造成した観光コンテンツに対する申込者の属性データ（性別、年齢層、居住地、形態（カップル、女性グループ、子供づれなど）等の結果及び元データ（各市町又はエリア別、月別））
- ② 本事業で制作したOTAの特集ページや①を紹介したWebページ等のPV（ページビュー）数
- ③ 事業者へのアンケート調査結果（5の(3)で得た情報をまとめたもの）

(2) 成果品

- ① 本仕様書により作成された成果品は、完成次第速やかに県へ提出すること。また、県から作業状況の報告を求められた場合は速やかに対応するとともに、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。
- ② 本仕様書により作成されたデザイン等については、電子データ（ai形式、JPEG形式）により納品すること。

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、災害発生等のやむを得ない状況により、変更することがある。それに伴う仕

様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。

- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。